

資源循環農場・公園の運営管理に係る調査検討業務委託仕様書

1 業務名

資源循環農場・公園の運営管理に係る調査検討業務委託

2 契約主体

埼玉県知事

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで（予定）

4 業務の目的

埼玉県（以下「県」という。）が環境整備センター（埼玉県大里郡寄居町）内の3号埋立跡地上に整備する、資源循環農場・公園（以下「農場・公園」という。）について、その管理運営に関する調査、検討を行うものである。

5 資源循環農場・公園の概要

農場・公園の概要については以下のとおり。ただし、これは現時点の想定であり、本業務委託での調査、検討結果も踏まえ、今後、変更になる可能性がある。

(1) 資源循環農場・公園の整備趣旨、目的

農場・公園は、環境整備センター内の廃棄物埋立跡地の活用として整備するものであり、特に以下の2点を目的としている。

ア サークュラーエコノミーの実践

県は持続可能な社会の実現に向け、サーキュラーエコノミーを推進している。農場・公園において、サーキュラーエコノミーに関する技術、製品及び取組を導入し活用することで、来場者のサーキュラーエコノミーに対する理解促進を図るとともに、県内のサーキュラーエコノミーの実践につなげる。

イ 地域振興への寄与

農場・公園の整備により、農場・公園及び周辺地域への集客による地域の賑わいと、農場・公園を活用した地域住民の交流機会を創出することで、地域振興につなげる。

(2) 整備概要

農場・公園は、平成29年に埋め立てが終了した環境整備センター3号埋立跡地（約3.6ha）上に整備するものである。敷地内は大きく農場エリア、公園エリア、駐車場等に分けられる。それぞれの概要は以下及び参考図を参照すること。

ア 農場エリア（エリア面積 約 1.2ha）

農場エリアは以下の地域エリアと事業者エリアに分けられる。

ア) 地域エリア（エリア面積 約 0.6ha）

露地及び農業用ハウスを整備し、野菜及び果物を栽培する。農業用ハウスでは県産品種のいちごを含む農作物を栽培する。

一般の来場者が利用できるエリアとし、収穫イベント等を実施する。

また、地元自治体（埼玉県寄居町）の幼稚園・保育園等の農業体験や、就農者研修等の実施を予定している。

イ) 事業者エリア（エリア面積 約 0.6ha）

露地を整備し、資源循環の視点・技術を取り入れた農作物栽培を行うことを条件に、希望する事業者の有償で貸し付ける。なお、本エリアの運営管理も、下記（3）の委託事業者により行われる。ただし、貸付先の選定及び貸付に係る契約手続きは県が行う。

イ 公園エリア（エリア面積 約 1.8ha）

ア) 憩いの芝生広場（イベント・交流スペース）（エリア面積 約 0.6ha）

住民同士の交流や、地域の賑わい創出に活用できる芝生広場を整備する。

地元自治体や地元住民によるイベントを実施できるようスペースを広くとり、地域向け及び県民向けのイベントを実施する。

イ) 憩いの芝生広場（遊び場エリア）（エリア面積 約 0.6ha）

住民同士の交流や、地域の賑わい創出に活用できる芝生広場を整備する。

未就学児から小学生程度をターゲットにした遊具を設置する。インクルーシブ遊具や健康遊具、集客力が高い遊具（ふわふわドーム）を設置し、年齢や身体能力、障害の有無などに関わらず誰でも楽しめるようにする。

ウ) 多目的広場（エリア面積 約 0.6ha）

その他、様々な用途に使用できる砂利広場を整備する。

広場脇に防災倉庫を設置し、災害時には緊急避難場所として使用するとともに、救援物資や災害廃棄物の仮置き場等としての活用も予定している。

ウ 駐車場

普通自動車用スペース約 120 台の他、大型車両用や車椅子使用者用、バイク用、自転車用スペースを整備する。

エ その他

3号埋立地はサンドイッチ工法*による埋立を行っていた。これに加えて、埋立終了時にさらに2mの最終覆土を行っている。 ※参考図3参照

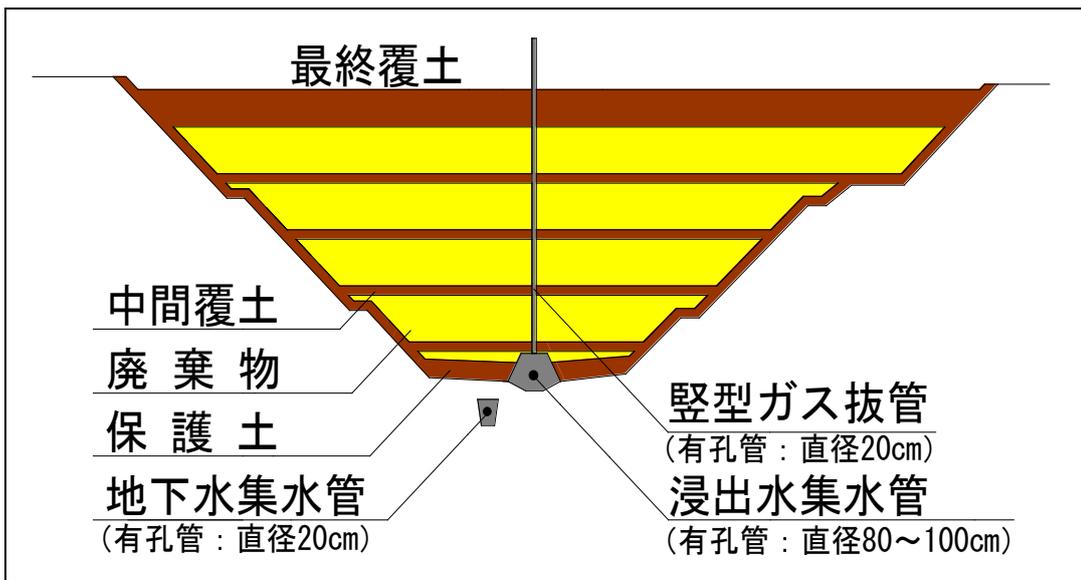
農場・公園の整備に当たっては最終覆土の上に更に1.0m程度の盛土を行う。
 * 廃棄物を2.5mまで埋め立て、その上に0.5mの中間覆土を行い、これを繰り返していく工法。



参考図 1 整備位置



参考図2 整備イメージ



参考図3 地下形状

(3) 資源循環農場・公園の運営管理

農場・公園は県有施設として、その運営管理業務を、農場及び公園の運営管理の経験がある事業者へ委託することを予定している。

※指定管理者制度による運営管理は行わない。

運営管理業務の開始時期は、農場部分は令和8年度後期から、公園部分は令和9年度前期からをそれぞれ予定している。

6 業務内容

本件により委託する業務の内容は以下のとおり。各業務の詳細な実施時期や方法等は、受託後、県と協議の上決定する。

(1) 農場・公園の運営方針についての調査、検討

農場・公園の運営方針について調査、検討すること。併せて、農場・公園の運営管理業務委託事業者（以下「事業者」という。）の公募に際し重視すべき運営方針上のポイントについても調査、検討すること。

(2) 農場・公園の活用についての調査、検討

サーキュラーエコノミーの実践及び地域振興に資するような農場・公園の活用方法について、事業者選定の際の参考とするため、調査、検討すること。

(3) 農場・公園の運営管理業務委託の仕様書等案の作成及び委託料の見積

令和8年度から委託する農場・公園運営管理業務の仕様書案及び公募要綱案を作成すること。併せて、運営管理業務に要する費用を試算し、委託料を見積もること。

(4) 将来的な農場・公園の活用に関する調査、検討

農場・公園の運営開始以降に導入あるいは実施を検討していく、サーキュラーエコノミーの実践及び地域振興に資するような農場・公園の活用方法について、調査、検討すること。併せて、農場・公園に隣接する三ヶ山緑地公園と連携した活用についても調査、検討すること。

(5) 打合せの実施及び議事録の作成

必要に応じて上記(1)から(4)に係る県との打合せを行うこと。また、その議事録を作成すること。

(6) 業務進行スケジュールの作成

委託業務開始時に、業務の進行スケジュールを作成し提示すること。

(7) 業務の報告について

業務の進捗状況について中間時（令和7年10月末）及び業務完了時にそれぞれ報告を行い、必要に応じて県の指示を受けること。

7 業務運営体制

(1) 運営管理責任者、業務担当者の配置

本業務を統括し、業務全体の進捗管理、県との連絡調整等の業務を行う業務責任者を1人配置すること。各業務を実施する担当者をそれぞれ1人以上配置すること。

業務責任者、業務担当者については、一部の業務において同一人物が兼務しても構わないが、業務遂行に当たり支障が出ないよう必要な人員を配置すること。

(2) 問合せ窓口の設置

本業務に関する問合せ・相談窓口（電話・メールアドレス）を設置し、対応すること。

8 実績報告

(1) 提出物

業務報告書（様式第●号）に以下の資料を添えて、電子データで提出すること。

ア 中間時

ア) 事業進捗報告書（様式任意）

中間報告時点の調査、検討状況について整理し記載すること。必要に応じて画像等も掲載すること。

イ) 本業務の実施に当たり作成した資料

イ 完了時

ア) 事業実施報告書（様式任意）

事業実施報告書には、6に記載した各業務について、概要を記載するとともに、必要に応じて画像等も掲載すること。

イ) 運営管理業務委託仕様書案及び公募要綱案（様式任意） ※6（3）関係

ウ) 運営管理業務委託費用見積書（様式任意） ※6（3）関係

エ) 本業務の実施に当たり作成した資料等

(2) 提出物の権利の帰属

ア 提出物の所有権及び著作権は全て県に帰属するものとする。

イ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。

9 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾

を得た場合はこの限りではない。

また、受託者は、業務を第三者に再委託した場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

10 留意事項

- (1) 受託者は、法令及び県の条例、規則、規程等を遵守し、県が最適な成果を得られるよう本業務委託を誠実に遂行すること。また、業務に当たっては、積極的な提案を県に対して行うこと。
- (2) 受託者は、本業務委託遂行に当たっては、上記の指示事項その他の必要要件について十分協議を行うとともに、県の指示を受けること。また、委託内容等について疑義が生じた場合には、速やかに県と協議の上対応すること。
- (3) 受託者が報告書等作成のために作業する環境及び必要な経費は、受託者が負担すること。ただし、受託者が必要に応じて本県庁舎内で作業や会議、打合せを行う場合には、可能な限り県がこれを準備する。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況等について監督員に適宜、報告を行うとともに、監督員その他関係者との十分な打合せを行うこと。
- (5) 受託者は、成果物に瑕疵が見つかった場合には、本委託業務完了後においても速やかに県の指示に基づき、関係資料等の改正を行わなければならない。なお、同改正作業に要する費用は、全て受託者の負担によるものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務完了後であっても、本契約の範囲内における県の問合せ等に応じるものとする。
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方で協議して決定するものとする。